法人 実 務

VOL. 545 令和5年11月25日

~実務研修会ご講演の掲載は今号で最終回となります~

第41回宗教法人実務担当者研修会

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」について(3)

弁護士 別城 信太郎

第7 債権者代位について続き

つまり、請負代金が100万円あっても、 今までかかった費用が50万円だったら5 0万は回収できても、請負代金の残り50 万は債務者本人(自動車運転手)の所に入っ てしまう。本人の所に入ってしまえばどこ にお金があるかわからなくなり、将来の分 は回収できなくなる危険があります。その ような危険があることを前提としているの が民法に定められている債権者代位の制度 です。

そこで『不当寄附勧誘防止法』では2つの特則を設けています。1つ目は毎月の養育費等の扶養義務に係る定期的に入ってくる債権には将来の分まで保全できるとし、2つ目は将来の部分に関しては第三者から直接渡してもらえるのではなく、供託してもらうことができるとしている点です。要するに、民法で定められている債権者代位の制度を拡張しているのです。

第8 天理教の関係者はこの法律にどのように向き合うべきか

これまで説明したところを前提として、 天理教の教会長や教区の担当者の皆様方が、教会が個人からの寄附を受ける場合に どのような点に気を付けなければならない のか、私の思っているところを簡潔にお話 しさせていただきます。

1 基本原則

この法律を管轄している消費者庁がいろんな宗教団体に出向いて、この法律の解説をしているのですが、そこでは「これは特異な宗教法人に向けられた法律なので、一般の宗教法人は今まで通りの布教をやっていれば何の問題もないですよ」という一般論を述べています。天理教においても、今まで通りの布教活動をすればよいというのが私も基本原則だと考えています。

ただ法律は一旦成立してしまうと、立法者の意図とは別にその法律を使う者が様々な意図をもってその法律に定められた権利を行使することになります。そこで、いくつかの注意すべきパターンを申し上げておきます。

パターンその1

寄附者本人ではなく、その家族が債権者代位 の制度を利用して寄附の返還を求めてくる ケース

▶その場合、新しい法律が出来たことによって家族が債権者代位(寄附の返還請求)できるという言葉に惑わされないでください。家族において債権者代位できるのは、例えば本人が第4条第6号に違反する寄附の勧誘をされて、困惑して本人が寄附をした場合であって、本人が寄附の取消権を持っていることが前提となります。

勿論、第4条第1号から第5号に違反する場合も、本人が寄附の取消権を持つことになりますが、天理教の教会では、それに違反する形で、例えば拘束して勧誘するなどといったケースはまずは考えられませんので、行き着く所は第4条第6号に違反して、寄附者本人が取消権を取得していないかが問題となるケースです。

そもそも、寄附者以外の人が寄附の返還 請求できるのは例外中の例外で、まずは寄 附者ご本人から返還を求められた時に返さ なければならないケースなのかどうかとい うことが重要だということです。つまり、寄 附の金額が高額であろうとなかろうと、

i 特別な能力による知見として、このままでは重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて寄附を勧誘したケースなのか

ii この寄附をしなければあなたに、あるいは家族に重大な不利益が生じるから、それを回避するためにはこの寄附が必要不可欠なのだと説明して勧誘したケースなのかiii 上記i及びiiの結果、困惑して寄附したケースなのか

つまり、この i からiiiに該当して、寄附者本人が寄附の取消権を持っていることが、家族が本人に代わって、寄附の返還請求できる前提条件となっており、そこを抜きにして家族に請求されたからといってうろたえる必要は全くないのです。

もう一つは、この債権者代位は、本人の手元に財産がないことが要件とされています。例えば 1 千万円を寄附したとしても、まだ本人は不動産を持っていて、年金も入っているのであれば、上記要件は満たさないので、その観点からも債権者代位を家族が言ってくるということはおかしいわけです。繰り返しますが、「不当寄附勧誘防止法」が成立したので、家族でも返還請求することができますという言葉に惑わされないことが重要だと思っています。

パターンその2

高額の寄附をした元信者が天理教から離れた 後で、寄附の返還を求めてくるケース

▶このようなケースについては、消費者庁が出している Q&A 形式での解説資料をご紹介した段階で、既に説明しております。

すなわち、天理教の信者として、天理教の教義を信じて、寄附をされている以上、信者でなくなったから、その寄附を返してくれという返還請求に応じる必要はありません。消費者庁の回答は、マインドコントロールが行われていたような特殊な状況下にあったことが前提となっています。

それから念のため説明しておきますと、ここが難しいところですが、先ほども申し上げたように第4条第6号の「必要不可欠」という文言、これは「必要不可欠」という言葉をそのまま使う必要はなくて、その前後の話の中で、それだけの切迫性を持って言われているということがあれば足りると解されています。

皆さん方がお供えを説かれるときに、必要不可欠というニュアンスで言われていないか、前後の文脈でどういったことを言っているのか。第4条第6号の適用の関係では、その辺りが非常に重要になってきますので、ご注意ください。

パターンその3

前述の使途誤認の防止という配慮義務に違反するから、寄附者本人が寄附の返還を求めて くるケース

▶配慮義務との関係で、宗教活動ではないと言いながら、本人の悩みを聞き出して、それを布教活動に結びつけ、最終的に寄附を受けるというのは、『不当寄附勧誘防止法』が施行されている以上、非常に危険だと思っています。確かに、使途誤認の防止(第3条第3号)は、禁止行為ではなく配慮義務ですので、その義務違反が直ちに、寄附の取消権に結びつくものではありません。

しかし、この義務違反は、不法行為となって、賠償責任を負う可能性が高いと考えておくべきです。

最近、IC レコーダーを持っていなくてもスマホがあれば、意図的に録音できます。つまり、「言った」「言わない」という話ではなく、「あなたはこう言っているでしょ」と突きつけられる可能性があります。これは常にあり得ることだと考えておく必要があり、布教活動の意図を隠す布教活動は今後大いに問題になり得るだろうと思います。この点もご注意ください。

パターンその4

遺贈のケース

▶それからもう一つ。単独行為としての遺贈、「私が亡くなったらこの預金はすべて 天理教○○分教会にお供えします」という場合です。

これは公正証書などの形で作りますが、 高額のものをもらう際は、単に公正証書を 作っているからということだけではなく、 生前しっかりしている状況のときに「私は こういう意図で遺贈するのだ」「自分はこ うやって助けてもらったから、これをこう いう形で使ってくれ」といった本人の意思 がわかるようなものを、公正証書の中、あ るいは公正証書以外の形でもきちんと残 すことが重要だと思います。

遺贈で問題が起こるのは、遺贈が効力を持った時、つまり遺贈者本人は出直しており、参拝にも来たことがないその子供等が問題提起をしてくることになります。出直された遺贈者のその思いをきっちりと確保しておく、公正証書の中、あるいは公正証書とは別のビデオ等で残しておくということもこれからの時代では非常に必要になってくるのではないかと思います。

【質疑応答】

質問1

法律上の『寄附』は我々の世界での『お供え』 と読み替えてしまってもいいか。

▷読み替えていただいて構わない

質問2

布教活動の意図を隠すケースというものについてもう少し具体的にご教示願いたい。

▷統一教会の民事裁判の事件では、宗教団体 の活動であることを秘匿して占いに誘い、悩 みを聞き出していくという勧誘方法が槍玉 に挙げられている。

ところで、お供えの返還訴訟で和解の際、 担当裁判官に「まっとうな宗教活動をしていると認められるため請求棄却(勝訴)ですよ」 つまり天理教の分教会の勝ちと言われたことがあるが、お供えの返還訴訟では、裁判官が「まっとうな宗教活動だ」というふうに見てくれるかどうかが重要である。

まっとうな宗教活動の要素としては、宗教活動であることを当初から明らかにしているのか、お供えについて日頃からどのような話をしているのか、また御供台帳等でしっかり管理しているか等がある。

質問3

遺贈について、公正証書遺言があってもさら にビデオ等が必要ではないかとおっしゃっ たが、公正証書だけではダメなのか。

▷これからの時代、それだけでは不十分だと 私は思っている。誤解のないように申せば、 公正証書の中に、何故遺贈するのかを書いて おれば、それで足りる。遺贈で争いになるの は、子供等の相続人が親のやっていることを よく思っていない場合が多い。そのため、出 直した途端、遺贈は無効だと言ってくる可能 性がある。 そのため、出直された方がどれだけ熱心に信仰していたのか、どのような気持ちで 遺贈するのか等を客観的に言える材料を残 しておくべきである。

また、公証人が公正証書を作成する際、条 文を読み上げてその通りですといえば、そ れで作ってくれる人が多い。 「お子さんがいるのになぜ宗教法人に譲るのか」等をきちんと訊いてくれる公証人は少ない。

そのため、繰り返すが、公正証書の中でも よいし、それ以外のビデオ等でもよいので、 何故それほど高価なものを天理教の教会に 遺贈するかを明らかにしておくべきと考え る。

了

教務部ホームページのご案内

ホームページでは教務課・宗教法人課の各種書式(願書・届)や宗教法人に関する各種書類のダウンロード、また法人実務ニュースのバックナンバーをご覧いただくことができます。 教務の効率化にぜひご活用ください。

Google など各種検索サイトで「天理教教務部」と検索していただくことでご覧いただけます。 URL https://kyoumu-tenrikyo.1web.jp/

天理教 教務部(教務課·宗教法人課)

言語を選択 ❤️ Powered by Google 翻訳



法律専門相談室のご案内

毎月25日午後2時~ 場所:教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当:原田)

FAX 番号 0743-63-3804

教区主催宗教法人実務研修会の開催状況(令和3年より)

鹿児島、福岡、鳥取、岡山、東京、埼玉、千葉、福島、徳島、長崎 計10教区 受講人数 延べ390名

研修内容「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「最近の行政の動き」等 開催を検討している教区は内容や日時などお気軽にご相談下さい。